

②外来後発医薬品使用体制加算の届出

様式 38 の 3

外来後発医薬品使用体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

この様式以外に別添2(表紙)も作成が必要です。

1. 届出に係る外来後発医薬品使用体制加算の区分 (いずれかに○を付す)

- () 外来後発医薬品使用体制加算 1
 (カットオフ値(「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤) 70%以上)
- () 外来後発医薬品使用体制加算 2
 (カットオフ値(「3.」の④) 50%以上かつ後発医薬品の割合(「3.」の⑤) 60%以上70%未満)

2. 後発医薬品の使用を促進するための体制の整備

後発医薬品の品質、安全性、安定供給体制等の情報を入手・評価する手順

3. 医薬品の採用状況 (平成 年 月 日時点)

全医薬品の規格単位数及び後発医薬品の規格単位数並びにその割合				
期間 (届出時の直近3か月: 1か月ごと及び3か月間の合計)	年月	年月	年月	年月 ~ 年月 (直近3ヶ月間の合計)
全医薬品の規格単位数(①)				
後発医薬品あり先発医薬品及び後発医薬品の規格単位数(②)				
後発医薬品の規格単位数(③)				
カットオフ値の割合(④) (②/①)(%)				
後発医薬品の割合(⑤) (③/②)(%)				

どのようにして後発医薬品の採用を決定しているか手順や体制を記入。

届出前3ヶ月に調剤した医薬品の規格単位数を記入。

①各月に調剤した総単位数(経腸成分栄養剤など総単位数から除外する医薬品が定められているため通知を確認すること)

②上記①から後発医薬品が存在しない医薬品の単位数を除外した単位数

③上記②のうち実際に調剤した後発医薬品の単位数

後発医薬品使用体制加算の場合は別添7(表紙)と様式40の3で届出。

【記載上の注意】

1. 後発医薬品の採用について検討を行う委員会等の名称、目的、構成員の職種・氏名等、検討する内容、開催回数等を記載した概要を添付すること。

2. 規格単位数とは、使用薬剤の薬価(薬価基準)別表に規程する規格単位ごとに数えた数量のことをいう。

3. 後発医薬品の規格単位数の割合を計算するに当たっては、「診療報酬において加算等の算定対象となる後発医薬品」等について(平成26年3月5日保医発0305第13号)を参照すること。